

令和6年度船橋市生き方相談業務委託プロポーザル 質問及び回答

令和6年1月30日

	質問事項	回答
1	頁1の項番2.相談場所に「市指定場所」とございますが、こちらは船橋市市内の予定でしょうか。	実施場所は、JR船橋駅及び京成船橋駅から徒歩圏内の公共施設です。
2	業務場所について 「市指定場所」と記載されておりますが、 電話相談を実施する場所は、市役所内を予定していますか？ 女性・男性相談は、それぞれ別の施設で行う予定でしょうか？ また、受託事業者の事務所(都内)でも電話相談受付可能でしょうか？	実施場所は、JR船橋駅及び京成船橋駅から徒歩圏内の公共施設です。 女性・男性相談共に同じ場所での実施です。 電話相談受付は上記施設内で行うものとします。
3	電話番号について、 市で準備して頂けるのでしょうか？ 又は受託事業者で準備することになりますか？	電話相談は、電話機及び回線ともに市で用意いたします。
4	電話相談の通話料金について 相談者が負担することになるのでしょうか？	通話料金は相談者負担となります。
5	面接を実施する場所について 市役所内を予定していますか？ 電話相談と面接場所は違ったところで実施する予定ですか？	実施場所は、JR船橋駅及び京成船橋駅から徒歩圏内の公共施設です。 電話相談、面接共に同じ場所での実施です。
6	相談員人数について 相談時間内に相談員は1名を配置すればよろしいでしょうか？ それとも、女性相談、男性相談、それぞれ1名ずつ配置予定でしょうか？	相談員人数は相談時間内に1名配置するものとします。 女性相談は女性の相談員、男性相談は男性の相談員を配置するものとしております。
7	相談の予約について 電話及び面接とも「事前予約」となりますか？ 予約受付は市で対応するのでしょうか？ それとも委託業者で対応する予定でしょうか？	女性相談は電話・面接共に事前予約制としております。予約受付は船橋市男女共同参画センターの職員が対応します。 男性相談は予約不要としております。
8	派遣予定相談員について 女性相談員用、男性相談員用、それぞれ2名ずつ提案書に記載しますが、仮予定の方でもよろ	実施要領 P8 14その他留意事項(7) に定めておりますのでご参照ください。 以下該当部分抜粋

<p>しいでしょうか？ または提案書に提示した相談員は必ず 相談員として起用しないといけませんか？</p>	<p>(7) 提案書に記載した相談員は、原則として変更できない。ただし、病気、退職等やむを得ない理由により変更する場合には、事前に本市へ届け出て了解を得る必要がある。その際には、従前の相談者と同等以上の資格・実績を有することを示す証拠書類を提出すること。</p>
---	---